

Q & A 「資格確認書」ってなんだろう？

令和7年4月以降、新たに資格を取得した方には「資格確認書」が交付されています。皆様にとっては、まだ馴染みのない、この「資格確認書」ですが、今回、支部へお問合せの多い質問について「Q & A」を作成しました。



Q1 資格確認書ってなに？

A マイナ保険証の利用登録をしていない方に、組合員証等の代わりとして交付しています。

Q2 共済組合に加入しても、組合員証や被扶養者証はもう届かないの？

A 令和6年12月2日より組合員証等の交付（再交付）はしないこととなりました。マイナ保険証、又は資格確認書をご使用ください。

※今までの組合員証や被扶養者証をお持ちの方は、経過期間として令和7年12月1日までは使用が可能となっています。

Q3 資格確認書はどうやって使うの？

A 組合員証等と同じく、医療機関等の窓口で受付の上、受診してください。

Q4 組合員証と資格確認書の違いは？

A 資格確認書は最長5年の有効期限を設定しています。

Q5 資格確認書の有効期限が切れたらどうするの？

A 有効期限後も資格が継続し、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、新たな有効期限を設定して交付します。

今年度、新たに共済組合に加入した組合員及び被扶養者の方へ、青森支部では「マイナ保険証の利用を登録している・していない」に関わらず、一定期間「資格確認書」を交付しています。

これは、「マイナ保険証を基本とする仕組みにおいて、転職等による公的医療保険の新規資格取得・異動の際に、マイナ保険証の利用登録の有無に関わらず、組合員等が切れ間なく保険診療を受けられる環境整備が重要」とする国の通知によるものです。

公立学校共済組合の掛金率について

今年度の掛金率は、下記のとおりとなりました。

〔変更のあった箇所は赤書きし、（ ）内に変更前の率を記載〕

(千分率)

区 分	標準報酬月額・標準期末手当等			
	短 期	厚生年金保険	退職等年金	介 護
一般組合員	48.01	91.5	7.5	8.04 (7.96)
船員組合員	46.49 (46.36)	91.5	7.5	8.04 (7.96)
短期組合員	48.01	※ 日本年金機構所管の 厚生年金が適用		8.04 (7.96)

- ・短期掛金には福祉事業に係る掛金率1.41が含まれています。また、75歳以上の組合員に係る掛金率は5.19となります。
- ・厚生年金保険料は、70歳未満の一般組合員のみ徴収されます。
- ・介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収されます。